
第 10 編 放射性物質
及び 原子力災害対策

<放射性物質及び原子力災害対策>

■基本的考え方

本計画は、市内において、原子力事故による放射性物質の降下等が発生し、又はそのおそれがある場合、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と連携し、被害を軽減するため迅速な空間放射線量モニタリング、避難措置、除染活動などの対策について定めるものである。

関係部課

全課、消防本部

第1章 災害予防計画

第1節 関係機関との連携、防災体制の確立

1. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、原子力事業者等の関係機関との間において情報の収集・連絡体制の整備を促進する。

また、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線や茨城県防災情報ネットワークシステム等、各種通信システムの整備・拡充を行うなど、災害時においても通信システムが十分機能し活用できるよう通信手段の確保を図る。

2. 災害応急体制の整備

1) 職員の体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。

2) 防災関係機関の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくこと及び連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくよう努める。

更に、必要に応じて、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

また、災害の状況により、放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、専門家の助言が得られるよう、県及び関係機関との連携を図る。

3. 放射線量観測等の体制の整備

市は、緊急時における原子力施設等からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時からの茨城県等の放射線モニタリングの公表値を活用するとともに、放射線測定器の充実を図り、観測体制の強化に努める。

4. 避難誘導

市は、放射線関係事故発生時に、県の協力のもと、高齢者、障がい者等及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

5. 飲料水の供給体制の整備

市は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、平時より飲料水の備蓄等を行い、災害発生時に供給するものとする。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県等と連携して実施するものとする。

6. 国・県の基準等への対応

市は、国や県による環境放射線測定方法、飲料水・食料品の摂取制限、除染基準等の規定化を踏まえ、対応可能な体制づくりを進める。

7. 緊急被ばく医療体制等の整備

市は、県や消防本部、医療機関相互の連絡体制を整備するとともに、放射線被ばくによる障害の治療が可能な施設の名称・場所等について把握する。

また、放射線関係事故に備えて、国・県の指導の基に安定ヨウ素剤等の整備に努める。

8. 広報体制の整備

市は、原子力施設発電所の事故等による市内への放射性物質の拡散及び汚染に備え、国及び県と連携を図り、市民へ迅速かつ正確な情報を伝達できるよう広報体制づくりを進める。

第2節 防災知識の普及

1. 職員の教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて職員に対し、以下の事項についての教育を実施するものとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- ② 放射線防護に関すること
- ③ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること
- ④ その他必要と認める事項

2. 住民に対する知識の普及

市は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。広報の主な内容については、以下のとおりとするものとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- ② 放射線防護に関すること
- ③ その他必要と認める事項

3. 事業者に対する知識の普及

市は、市域が放射性物質に汚染された場合に備え、関係事業者等に対し、放射線及び放射性物質に関する知識の普及を行うとともに、放射性物質の除去及び除染作業に関する知識や方法を周知し、適切かつ迅速な除染体制の構築を図る。

第2章 災害応急対策計画

第1節 発災の情報収集伝達、緊急連絡体制

1. 情報収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制

- (1) 原子力事故（特定事象又は緊急事態）に関する情報について、県の通報等により速やかに入手する。
- (2) あらゆる手段を講じて情報収集に努め、県が入手した情報についても、適宜提供を受けるとともに、県及び関係市町村が行う応急対策活動状況及び被害状況等の情報を把握し、相互の連絡を密にする。
- (3) 市は継続して市内の空間放射線量モニタリングを実施するとともに、測定結果を公表する。
- (4) 県等を通じ放射線や気象情報の入手に努め、市民等に広報する。また、県が本市において可搬式のモニタリング機器を設置する場合等、緊急時モニタリングの実施に協力する。
- (5) 市長は、収集した情報等から、市内に影響が及ぶと判断される場合、関係機関等との連携を確保し、災害応急活動を円滑に行う連絡体制づくりを進める。

2. 市民等への的確な情報伝達活動

1) 市民への的確な情報の伝達

市は県、国、関係機関と連携し、市民に対し、放射性物質の拡散による市への影響程度や、放射線量等の測定結果、国が定める各種基準値に基づく市民の健康への影響の程度、国や県、市、その他防災関係機関の応急対策の実施状況など、市民に対して的確な情報を伝達する。

2) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供するものとする。

第2節 応急対応

1. 緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、他地域からの緊急輸送を含め、円滑な避難の実施を確保するため、相互に連絡・調整を行う。警察は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制を行う。

2. 市民の健康調査等

市は県と協力して、退避・避難した市民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と市民の安心を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、「第1章 災害予防計画 第1節 関係機関との連携、防災体制の確立 7. 緊急被ばく医療体制等の整備」にて把握する医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。

なお、この場合において、搬送等を行う場合は二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

更に、緊急時活動レベル（EAL）及び運用上の介入レベル（OIL）に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤の適時・適切な配布・服用に関する措置を行うものとする。

3. 飲料水の摂取制限等

1) 汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止の措置等

市は、水道水中の放射線測定等による汚染状況調査及び県又は国の指導・助言、指示に基づき、国が示す飲料水中の放射性物質に係る規格基準を超え、又は超えるおそれがあると認められた場合、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置を講ずる。

現時点においては、汚染された飲料水の摂取制限に関する指標として、原子力安全委員会により示された指標値（暫定規制値）があるが、事故発生時には、その時点で国が示す基準によるものとする。

なお、福島第1原子力発電所の事故による原子力緊急事態宣言の解除後、平成24年4月1日より、食品中の放射性セシウムについて、厚生労働省により以下の基準値が設定・運用されている。

■飲料水中の放射性物質に係る規格基準

核種	厚生労働省による食品中の放射性物質に係る規格基準(Bq/kg)	
放射性セシウム	飲料水	10

出典：食品中の放射性物質に係る基準値の設定、厚生労働省

2) 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、国の指導・助言及び指示に基づき、県が農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、出荷制限等の措置を行った場合又は市にこれらの措置を指示した場合は、これに協力する。

第3節 避難収容活動

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合は、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、更に高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

市民等の屋内退避、避難の基準については、当面、事故継続等の長期的な緊急時の状況において、国から示された計画的避難区域の設定を目安とし、幼児・児童・生徒が校庭・園庭で活動する際に利用時間の制限を加えるべき目安に準拠し、適切に対応する。

- (1) 市は、市民等の避難誘導に当たっては県と協力し、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (2) 関係市町村の住民がその地域を越えてコンクリート屋内退避又は避難を行う必要が生じた場合において、県から収容施設の供与その他の災害救助の実施に協力するよう指示を受けた場合は、これに協力する。

第4節 飲料水の供給活動

原子力事故による放射性物質の降下等により、市の水道水源が汚染され、国が示す放射性セシウム等の放射性物質の摂取基準値を超えた場合、市は市民に対し水道水の飲用を自粛するよう広報を行うとともに、応急給水を実施する。

応急給水は、水質検査による安全確認を行い、水を応急給水するほか、備蓄又は調達による飲料水（ペットボトル）の配給を行う。必要量を確保できないときは、他の水道事業者、又は県に速やかに応援を要請する。

なお、応急給水は、乳児用の飲料水を必要とする市民への配給を優先して実施する。

第5節 放射性物質による汚染の除去

市は、国が示す追加被ばく線量等に関する基準に応じ、国、県、原子力事業者及び防災関係機関、市民・事業者等と協力して、放射性物質に汚染された物質の除染作業を行う。

除染作業は、「かすみがうら市放射性物質除染作業マニュアル」（平成24年1月）に基づき実施する。

第6節 風評被害対策

市は、国及び県と連携し、原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果等に関する広報に努め、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。